



熊本県公報

第 1 2 5 0 9 号

平成 28 年 4 月 8 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 2
- 熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 5 号の知事が別に定める事項の一部改正…………… (県政情報文書課) 2
- 指定市町村事務受託法人の指定…………… (認知症対策・地域ケア推進課) 3
- 指定市町村事務受託法人の廃止…………… (") 3
- 指定市町村事務受託法人の廃止…………… (") 3
- 指定市町村事務受託法人の廃止…………… (") 3
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… (循環社会推進課) 4
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… (") 4
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 熊本県労働委員会委員の改選…………… (労働雇用創生課) 5
- 平成 27 年度定期種畜検査報告の通報…………… (畜産課) 13
- 平成 28 年度定期種畜検査の有効期間延長…………… (") 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定の辞退…………… (") 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 18
- 水俣港湾施設の概要…………… (港湾課) 18
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務の廃止…………… (建築課) 19
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 19
- 玉名都市計画及び長洲都市計画下水道の変更(熊本県決定)…………… (都市計画課) 20
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 20
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業の休止…………… (") 22
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業の廃止…………… (") 22
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 24
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 25
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 25
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 25
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 26
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 26
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 26
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 27
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 27
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 27
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 28
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 28
- 随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部改正…………… (管理調達課) 28
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 28
- 指定障害児入所施設の指定…………… (障がい者支援課) 29
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 29
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 29
- 土地改良区の解散…………… (農村計画課) 30

- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 30
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 30
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 30
- 平成 28 年度 P P C 用紙 (間伐材パルプ配合紙) 単価契約に係る落札者決定…………… (管理調達課) 31
- 平成 28 年度 P P C 用紙単価契約に係る落札者決定…………… (//) 31
- 網津川水系河川整備基本方針の公表…………… (河川課) 31
- 公共測量の終了…………… (監理課) 32
- 基本測量の実施…………… (//) 32
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 32
- 都市計画法による開発行為の工事の完了…………… (建築課) 32
- 都市計画法による開発行為の工事の完了…………… (//) 32
- 荒尾都市計画道路の変更 (荒尾市決定) …… (都市計画課) 33
- 荒尾都市計画土地地区画整理事業の決定 (荒尾市決定) …… (//) 33

登 載 依 頼

- 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数…………… (選挙管理委員会) 33

告 示

熊本県告示第 4 4 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。
平成 28 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
アイシア 菊池市隈府 1 6 0 - 1	株式会社 アイシア 菊池市隈府 1 6 0 - 1 笠 真衣	就労継続支援 B 型	平成 28 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 4 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。
平成 28 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
アイエスエフネットライフ天草 天草市五和町鬼池 1 1 8 4 番地	株式会社 アイエスエフネットライフ天草 天草市五和町鬼池 1 1 8 4 番地 杉岡 和彦	就労移行支援 就労継続支援 A 型	平成 28 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 5 0 号

平成 25 年 4 月 5 日熊本県告示第 4 4 7 号 (熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 5 号の知事が別に定める事項) の一部を次のように改正し、平成 28 年 4 月 8 日から施行する。
平成 28 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
10中「及び平成22年宮崎県発生口蹄（てい）疫対策」を「、平成22年宮崎県発生口蹄（てい）疫対策及び平成26年発生鳥インフルエンザ対策」に改める。

熊本県告示第451号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により指定市町村事務受託法人を次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法人の名称	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会
法人の所在地	熊本市中央区新町二丁目4番27号
法人の代表者	潮谷 愛一
事務所の名称	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
事務所の所在地	熊本市北区植木町岩野238番地1
指定年月日	平成28年4月1日
受託事務の種類	要介護認定調査事務
居宅サービス等の提供の有無	有

熊本県告示第452号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定により指定市町村事務受託法人から市町村事務の廃止の届出があったので、同令第11条の6の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法人の名称	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団
法人の所在地	熊本市南区平成一丁目16-18
法人の代表者	續 幸弘
法人の代表者の住所	熊本市北区植木町清水3823
事務所の名称	熊本市社会福祉事業団居宅介護支援事業所
事務所の所在地	熊本市中央区壺川二丁目3-85
廃止年月日	平成28年4月1日
受託事務の種類	要介護認定調査事務
居宅サービス等の提供の有無	有

熊本県告示第453号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定により指定市町村事務受託法人から市町村事務の廃止の届出があったので、同令第11条の6の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法人の名称	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団
法人の所在地	熊本市南区平成一丁目16-18
法人の代表者	續 幸弘
法人の代表者の住所	熊本市北区植木町清水3823
事務所の名称	熊本市社会福祉事業団東の里居宅介護支援事業所
事務所の所在地	熊本市東区秋津三丁目17-17
廃止年月日	平成28年4月1日
受託事務の種類	要介護認定調査事務
居宅サービス等の提供の有無	有

熊本県告示第454号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定により指定市町村事務受託法人から市町村事務の廃止の届出があったので、同令第11条の6の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法人の名称	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団
法人の所在地	熊本市南区平成一丁目16-18
法人の代表者	續 幸弘
法人の代表者の住所	熊本市北区植木町清水3823
事務所の名称	熊本市社会福祉事業団長寿の里居宅介護支援事業所
事務所の所在地	熊本市南区城山薬師二丁目10-10
廃止年月日	平成28年4月1日
受託事務の種類	要介護認定調査事務
居宅サービス等の提供の有無	有

熊本県告示第455号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定区域

菊池市龍門字清水山910番、912番、913番1、914番1、914番2、915番、916番及び919番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に定める法第9条第5項（法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

熊本県告示第456号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定区域

球磨郡相良村大字深水字瀬戸2500番1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号に定める廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）第2条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（同法第9条の3第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があった一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条の2第3項において読み替えて準用する同法第9条第3項の規定による廃止の届出があった産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

熊本県告示第457号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定区域

(1) 荒尾市宮内字岩原645番

(2) 上益城郡山都町大平字尾谷2516番4

(3) 八代市南平和町355番

(4) 八代市南平和町362番1、362番2、363番1、363番2、376番及び377番

(5) 八代市昭和同仁町字奨順970番及び973番

(6) 人吉市蟹作町字西田1531番1、人吉市七地町字曲度1478番、1479番、1480番、1481番1及び1501番11

(7) 球磨郡錦町大字一武字足洗川1355番1

- (8) 球磨郡多良木町大字多良木字下尾畑906番、907番及び977番2
- (9) 天草市有明町楠甫字小佛5996番
- (10) 天草市本渡町本戸馬場字友ノ迫2331番1、2331番2、2332番2、2335番及び2337番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イに定める継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であつて廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号に定める廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95条）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条第1項の規定による届出があつた一般廃棄物の最終処分場であつて廃止されたもの又は旧法第15条第1項の規定による届出があつた産業廃棄物の最終処分場であつて廃止されたものに係る埋立地

熊本県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年4月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町仁田尾字黒原 4番1地先から 同所 4番1地先まで	前	4.1 ～ 11.4	278.9	旧道移管
				8.0 ～ 38.0	207.3	
			後	8.0 ～ 38.0	207.3	

2 区域を変更する期日 平成28年4月8日

熊本県告示第459号

労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項の規定により第45期熊本県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 推薦する者の資格

- (1) 労働者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の認定を得た労働組合
- (2) 使用者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、主な目的として労働問題を取り扱うことを業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体

2 推薦される者の資格

委員の任命については、法第19条の4の委員の欠格条項及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受ける。

3 推薦期間

平成28年4月8日から平成28年5月27日まで

4 推薦に必要な書類

- (1) 労働者委員候補者の推薦
ア 推薦書（別記第1号様式）
イ 履歴書（別記第2号様式）
ウ 法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の証明書
なお、証明の交付を申請する場合は、次の書類を平成28年5月6日（金）までに熊本県労働委員会に提出すること。

- (ア) 労働組合資格審査申請書（別記第 3 号様式）
 - (イ) 労働組合同規約（選挙規程、会計規程を含む。）
 - (ウ) 労働協約（覚書、協定書を含む。）の写し
 - (エ) 役員名簿（別記第 4 号様式）
 - (オ) 会社（事業所）の組織表（係別従業員数を記入のこと。）
 - (カ) 調査表（別記第 5 号様式）
 - (キ) 会計報告書、事務分掌規程等
- (2) 使用者委員候補者の推薦
- ア 推薦書（別記第 6 号様式）
 - イ 履歴書（別記第 7 号様式）
- (3) 推薦書及び労働組合資格審査申請書等の請求先
- (1)及び(2)の推薦に必要な書類のうち、推薦書（別記第 1 号様式及び別記第 6 号様式）、履歴書（別記第 2 号様式及び別記第 7 号様式）及び労働組合資格審査申請書（別記第 3 号様式）については、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課及び熊本県労働委員会に直接請求すること。
- 5 推薦の方法
- 労働者委員候補者の推薦については推薦書（4の(1)のア）及び履歴書（4の(1)のイ）並びに熊本県労働委員会の証明書（4の(1)のウ）を、使用者委員候補者の推薦については推薦書（4の(2)のア）及び履歴書（4の(2)のイ）を、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課に提出すること。

別記第 1 号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地
労 働 組 合 名
代 表 者 氏 名 印

平成 28 年 4 月 8 日付け熊本県告示第 459 号で推薦を求めた第 45 期熊本県労働委員会
の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	所 属 す る 労 働 組 合 名

- (注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。
2 熊本県労働委員会の証明書を添付してください。

別記第 2 号様式

履 歴 書			
ふりがな 氏 名			生年月日 (年 齢) 昭和 年 月 日 ※H28. 7. 1現在 (歳)
現 住 所			郵便番号
			電話番号
労働組合に おける役職歴 (現在の地位を 含む。)	年	月	
職 歴 (現在の勤務 先及び職種 を含む。)			
賞 罰			
特記事項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第 19 条の 4 (委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなる までの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。 平成 年 月 日 氏 名 印

別記第 3 号様式

<p>※ 処理番号 熊労委平成 年(資)第 号</p>	<p>※ 受付年月日 平成 年 月 日</p>
<p>労働組合資格審査申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>熊本県労働委員会会長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 (所在地) (名 称) 印 (代表者職氏名)</p> <p>当労働組合は下記理由により、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合することの決定を求めたく証拠書類を添付して申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請の理由</p> <p>2 証拠書類</p> <p>(1) 組合規約(選挙規程、会計規程を含む。)の写し</p> <p>(2) 労働協約(覚書、協定書を含む。)の写し</p> <p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 会社(事業所)の組織表</p> <p>(5) 調査表</p> <p>(6) その他 会計報告書、事務分掌規程等を添付のこと</p>	

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。

2 上記 2 の (1)、(3)、(4)、(5) は必ず提出のこと。

別記第 4 号様式

役 員 名 簿

役 職 名	氏 名	勤務先並びに勤務先における地位又は職名

- (注) 1 役員及び執行委員全員について記載すること。
 2 「勤務先並びに勤務先における地位又は職名」の欄には、勤務先がない場合は職業等を記入すること。

別記第 5 号様式

調 査 表

組 合 の 名 称					
事 務 所 の 所 在 地					
組 合 設 立 の 年 月 日					
法 人 格 の 有 無					
直 近 の 上 部 団 体					
単 組 ・ 支 部 ・ 分 会					
組 合 の 付 帯 事 業					
専 従 役 員 の 数		役 員	名	職 員	名
組 合 員 数		事 務 職 員	技 能 職 員	合 計	
	男				
	女				
	合 計				
使 用 者 の 名 称					
代 表 者 の 氏 名					
事 務 所 の 所 在 地					
事 業 の 種 類					
関 係 事 業 所 の 名 称					
代 表 者 の 氏 名					
事 務 所 の 所 在 地					
そ の 他					
従 業 員 数		事 務 職 員	技 能 職 員	合 計	
	男				
	女				
	合 計				

別記第 6 号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地
使用者団体名
代表者氏名 印

平成 2 8 年 4 月 8 日付け熊本県告示第 4 5 9 号で推薦を求めた第 4 5 期熊本県労働委員会の使用者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	勤 務 先 (所 属)

(注) 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。

別記第 7 号様式

履 歴 書			
氏 名		生年月日 (年 齢) ※H28. 7. 1現在	昭和 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号
			電話番号
役 職 歴 (現在の勤務 先 (所属) 及び役職を 含む。)	年	月	
賞 罰			
特 記 事 項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第 19 条の 4 (委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなる までの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。 平成 年 月 日 氏 名 印

熊 本 県 告 示 第 4 6 0 号

家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 209 号) 第 8 条第 1 項に規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第 8 条第 2 項の規定により公示する。

平成 28 年 4 月 8 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者	検査場所
-----	---------	----	----	------	-----	------

5 月 18 日 (月)	10504605039 11211924024	47	肉用牛	1 級 (46 頭) 2 級 (1 頭)	熊本県農 業研究セ ンター	合志市
	11209813118 10203780020					
	10204121358 10649703171					
	10241320080 11184003160					
	11254793298 10841333831					
	11274703888 11262749737					
	11211928831 10267846922					
	10260393676 10844738886					
	11263137847 10844730477					
	11340955234 11342526012					
	11342524223 11371138576					
	11371139955 11342349178					
	11393061166 10270594346					
	11336356632 11409512279					
	11336360233 11393076214					
11420509906 11352247563	5	豚	2 級			
31343010001 31343010002						
31543010001 31543010002 31443040003						
5 月 19 日 (火)	10842186160	1	肉用牛	2 級	児嶋康博	菊池郡大 津町
	21243020003 21243010007	2	馬	2 級	村山光弘	菊池郡大 津町
5 月 20 日 (水)	21243010253 21301180007	21	馬	1 級 (2 頭) 2 級 (19 頭)	古閑清和	菊池郡菊 陽町
	21443010003 21443010004					
	21443010002 21201210014					
	21543020001 21543020002					
	21243010235 21243010236					
	21243010237 21243010242					
	21243010244 21243010246					
	21243010247 21201280003					
	21343010007 21343010006					
	21343010004 21543020003 21543020004					
11163332359	1	肉用牛	2 級			
21243010009 21543020005	2	馬	2 級	本田土寿	熊本市	
11254112778	1	肉用牛	2 級	中原誠喜	熊本市	
5 月 21 日 (木)	31443020002 31443020006	210	豚	2 級	全農畜産 サービス 株式会社 西日本原 種豚場	菊池市
	31443020007 31443020009					
	31443020010 31543030001					
	31543030002 31543030003					
	31543030004 31543030005					
	31243010109 31243010125					
	31243010144 31243010170					

31243010178	31243010180				
31243010182	31243010185				
31243010193	31243010203				
31243010204	31243010210				
31243010219	31343010016				
31343010017	31343010021				
31343010024	31343010025				
31343010026	31343010030				
31343010035	31343010041				
31343010054	31343010074				
31343010097	31343010107				
31343010115	31343010116				
31343010121	31343010122				
31343010123	31343010135				
31343010136	31443020012				
31443020016	31443020017				
31443020018	31443020020				
31443020021	31443020024				
31443020026	31443020027				
31443020028	31443020031				
31443020034	31443020036				
31443020037	31443020038				
31443020039	31443020040				
31443020042	31443020043				
31443020044	31443020049				
31443020050	31443020051				
31443020053	31443020054				
31443020060	31443020061				
31443020065	31443020066				
31443020067	31443020069				
31443020073	31443020074				
31443020076	31443020078				
31443020080	31443020083				
31443020084	31443020086				
31443020087	31443020088				
31443020089	31443020091				
31443020092	31443020094				
31443020095	31443020096				
31443020098	31443020101				
31443020102	31443020104				
31443020106	31443020107				
31443020108	31443020111				
31443020112	31443020113				
31443020115	31443020116				
31443020118					
	~31443020125				
31443020127	31443020129				
31443020130	31443020132				
31443020133	31443020134				
31443020135	31443020136				
31443020140	31443020141				
31443020144	31543030006				
31543030007					

	～31543030094					
5 月 22 日 (金)	21243010233	1	馬	2 級	佐藤瀬市	阿蘇郡南小国町
	11148384151 10844726401	2	肉用牛	1 級	農事組合法人狩尾牧場	阿蘇市
	21443010001	1	馬	2 級	園田淳二	阿蘇市
5 月 25 日 (月)	11254013044 10317409688 10326708697 10348308608 10298009860 11091686739 11304819985 11343278149 11392107766 11306909967 11306909974 11370212505 11347773008 11384290315 11300548872	15	乳用牛	特級 (1 頭) 2 級 (14 頭)	一般社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター	阿蘇郡西原村
	11149014699 11149154814 11239950043 10255212289 10841411362 10841245516 11342800167 10676505076 11299042641 11347685295 10502606809 10502607127 10502607189 11362497750 11362497811 10841107180 11346998525 11346998716 11346999164	19	肉用牛	特級 (1 頭) 1 級 (13 頭) 2 級 (5 頭)		
	21543040001	1	馬	2 級	有限会社駒城	阿蘇郡西原村
	21443020148 21443020149 21443020150 21201280007 21443020152 21543040002 21401180004 21401180001 21243020004 21201230014	10	馬	1 級 (1 頭) 2 級 (9 頭)	有限会社宮村牧場	阿蘇郡西原村
	21243020005 21201060011	2	馬	2 級	堤 恭一	阿蘇郡西原村
	21543040003	1	馬	2 級	岩本 剛	阿蘇郡西原村
	21243020007 21201180004	2	馬	2 級	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	阿蘇市
5 月 26 日 (火)	10200141466 10836550489 10248183831 10844702153	4	肉用牛	2 級	江藤要一	阿蘇市
	21243020008	1	馬	級外	株式会社アイランドリゾート阿蘇エルパティオ牧場	阿蘇市
	21243010234	1	馬	級外	夢大地グリーンバレー	阿蘇市
	11342532815	1	肉用牛	1 級	赤水牧野	阿蘇市

5 月 27 日 (水)	11259904736 11346999737 11346999690	3	肉用牛	1 級 (2 頭) 2 級 (1 頭)	組合 株式会社 矢岳牧場	人吉市
	11261423973 11345245347	2	肉用牛	2 級	株式会社 ケイファ ーム熊本 讓葉牧場	
7 月 6 日 (月)	21301180004	1	馬	2 級	有限会社 駒城	阿蘇郡西 原村

熊本県告示第 4 6 1 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定により平成 27 年度定期種畜検査を受けた種畜について種畜証明書の有効期間を 6 箇月間延長した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 28 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 4 6 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 28 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
大津町若草児童学園	社会福祉法人秋桜会	短期入所	平成 28 年 3 月 31 日
菊池郡大津町大字大津 2 1 4 番地 1	菊池郡大津町大字室 1 8 1 8 番地 1 大塚 洋治		

熊本県告示第 4 6 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 47 条の規定による指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 28 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	辞退年月日
障害者支援施設大津町若草児童学園	社会福祉法人秋桜会	施設入所支援 生活介護	平成 28 年 3 月 31 日
菊池郡大津町大字大津 2 1 4 番地 1	菊池郡大津町大字室西道 免 1 8 1 8 番地 1 大塚 洋治		

熊本県告示第 4 6 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、

同法第51条の規定により公示する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障害者支援施設 若草児童学園 菊池郡大津町大字大津2 14番地1	社会福祉法人 白川園 菊池郡大津町美咲野3丁目22番地4 吉良 朋広	施設入所支援 生活介護	平成28年 4月1日

熊本県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
若草児童学園 菊池郡大津町大字大津2 14番地1	社会福祉法人 白川園 菊池郡大津町美咲野3丁目22番地4 吉良 朋広	短期入所	平成28年4 月1日

熊本県告示第466号

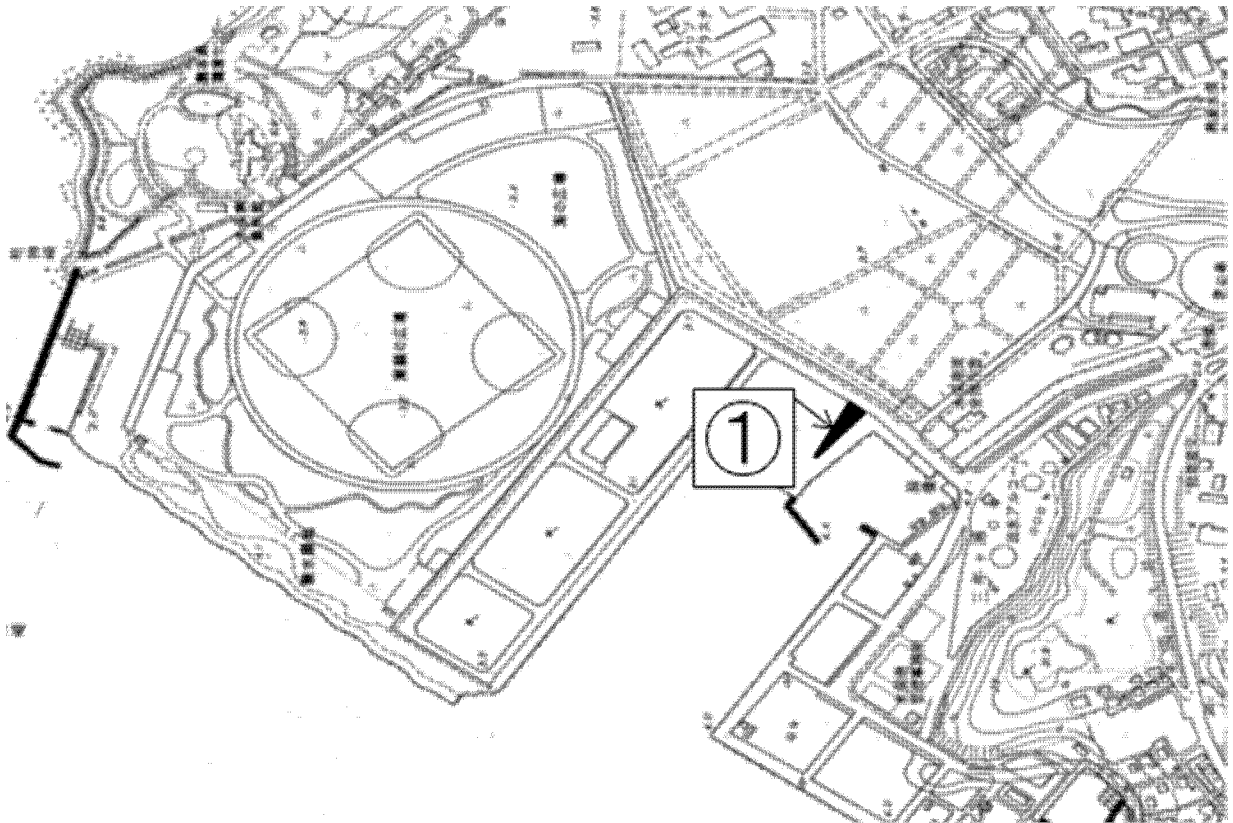
港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 水俣港
- 2 所 在 水俣市汐見町地内
- 3 概要

番 号	種 類	数 量
①	港湾施設用地	面積641.55平方メートル

- 4 位置図



熊本県告示第 4 6 7 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 7 条の 3 4 第 1 項の規定により、指定確認検査機関から確認検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定確認検査機関の名称
一般財団法人熊本県建築住宅センター
- 2 指定確認検査機関の住所
熊本市中央区水前寺六丁目 3 2 番 1 号
- 3 廃止する確認検査の業務の範囲
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 1 1 年建設省令第 1 3 号）第 1 5 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 9 号、第 1 0 号、第 1 3 号及び第 1 4 号に掲げる区分
- 4 確認検査の業務を廃止する年月日
平成 2 8 年 3 月 3 1 日
- 5 廃止の理由
当該指定確認検査機関が業務の見直しを行い、確認検査の業務を移行するために設立した一般財団法人熊本建築審査センターが、確認検査の業務を開始し、当該指定確認検査機関の確認検査の業務の終了の目途が立ったため

熊本県告示第 4 6 8 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
宇土市、宇城市及び美里町
- 3 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成28年5月11日	午前10時から正午まで	宇土市役所網田支所車庫
平成28年5月11日	午後1時30分から午後3時まで	網津公民館前広場
平成28年5月12日	午前10時から午後3時30分まで	宇土市役所玄関前車庫
平成28年5月13日	午前10時から午後3時まで	宇城市三角センター
平成28年5月16日	午前10時から午後3時まで	宇城市三角センター
平成28年5月17日	午前10時から午前11時30分まで	宇城市農業就業改善センター
平成28年5月17日	午後1時から午後3時まで	宇城市役所不知火支所
平成28年5月18日	午前10時から午後3時まで	宇城市役所小川支所
平成28年5月19日	午前10時から正午まで	宇城市役所小川支所
平成28年5月19日	午後1時30分から午後3時30分まで	宇城市役所豊野支所
平成28年5月20日	午前10時から午後3時30分まで	宇城市役所本庁
平成28年5月23日	午前10時から午後3時まで	美里町役場砥用庁舎
平成28年5月24日	午前10時から午後3時まで	美里町役場中央庁舎

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類
玉名都市計画及び長洲都市計画下水道
- 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本県玉名郡長洲町大字宮野字笹ヶ浦、字丸尾、字大谷、字花坂、字天神郷、字下大谷、字百谷、字笹谷、字高尾、字山畑、字高田、字堤下、字瀬戸、字長野、字高畑、字高尾、大字折崎字曾根浦、字長野、字向田、字古城、字小柳、字曾根浦、字内牟田、大字腹赤字五反田、字大辻、字浦畑、字上北口、字堀越、大字永塩字下鴻ノ浦、字一丁田、字中鴻ノ浦、字下月道、字上月道、字赤月、字三反田、字山平、字下赤田浦、字塘東、大字清源寺字東牟田、大字上沖洲字浮島、大字高浜字宮ノ下
- 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局 菊陽店 菊池郡菊陽町津久礼3009-3	平成28年2月2日
合資会社山口薬局	合資会社山口薬局・ピーチ店	平成28年2月1日

球磨郡多良木町多良木650番地	球磨郡多良木町多良木259番地10	8日
有限会社翔優 天草市港町16-11	くすうら薬局 天草市楠浦町278-1	平成28年3月10日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局 宇土店 宇土市高柳町高柳227-9	平成28年2月1日
(認知症対応型共同生活介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人洋香会 球磨郡錦町大字木上北150番地1	にしき園グループホーム 球磨郡錦町大字西字大王原70	平成27年12月25日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
合資会社山口薬局 球磨郡多良木町多良木650番地	合資会社山口薬局・ピーチ店 球磨郡多良木町多良木259番地10	平成28年2月18日
有限会社翔優 天草市港町16-11	くすうら薬局 天草市楠浦町278-1	平成28年3月10日
(小規模多機能型居宅介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人仁和我 人吉市寺町9番地5	小規模多機能介護事業所聖心園 人吉市南町18番地4	平成28年2月18日
(介護予防小規模多機能型居宅介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人仁和我 人吉市寺町9番地5	小規模多機能介護事業所聖心園 人吉市南町18番地4	平成28年2月18日
(介護予防訪問リハビリテーション)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
天草市 天草市東浜町8番1号	天草市立牛深市民病院 天草市牛深町3050番地	平成27年7月1日
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人大地 合志市須屋2670番地3	特別養護老人ホーム大地の里えがお 合志市須屋2670番地3	平成28年1月28日
(短期入所者生活介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人大地 合志市須屋2670番地3	ショートステイ大地の里えがお 合志市須屋2670番地3	平成28年1月28日
(介護予防短期入所者生活介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人大地 合志市須屋2670番地3	ショートステイ大地の里えがお 合志市須屋2670番地3	平成28年1月28日
(通所介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日

社会福祉法人大地 合志市須屋2670番地3	デイサービスセンター大地の里 えがお 合志市須屋2670番地3	平成28年1月28日
--------------------------	---------------------------------------	------------

(介護予防通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人大地 合志市須屋2670番地3	デイサービスセンター大地の里 えがお 合志市須屋2670番地3	平成28年1月28日

熊本県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるもの場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
有限会社雅 玉名郡玉東町大字山口300	まゆみケアプラン事業所 玉名郡玉東町大字山口300	平成27年10月1日

熊本県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人和水町 社会福祉協議会 玉名郡和水町平野1 276-3	なごみ町社会福祉協議会 玉名郡和水町平野1 276-3	所在地		平成27年6月1日
		玉名郡和水町藤田352番地	玉名郡和水町平野1276-3	
八代地域農業協同組合 八代市古城町2690	JAやつしろヘルパーステーション 八代郡氷川町今55-2	所在地		平成28年1月4日
		八代市鏡町両出73	八代郡氷川町今55-2	
株式会社さくら 八代市鏡町下有佐1 62-6	訪問介護事業所さくら 八代郡氷川町鹿島628番地1	所在地		平成28年2月1日
		八代市千丁町太牟田1300番地5	八代郡氷川町鹿島628番地1	
有限会社リバティライフ 人吉市南泉田町70番地3	ヘルパーステーションいずみ 人吉市下青井町388番地8	所在地		平成26年8月11日
		人吉市南泉田町70番地3	人吉市下青井町388番地8	

株式会社みなみ 宇土市花園台町花園 台 7 5 7 - 8 0	みなみ園訪問介護事 業所 宇土市花園台町花園 台 6 7 3 - 2 4	所在地		平成 2 7 年 1 0 月 1 2 日
		宇土市花園 台町花園台 7 5 7 - 8 0	宇土市花園 台町花園台 6 7 3 - 2 4	
(介護予防訪問介護)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日日
		旧	新	
社会福祉法人和水町 社会福祉協議会 玉名郡和水町平野 1 2 7 6 - 3	なごみ町社会福祉協 議会 玉名郡和水町平野 1 2 7 6 - 3	所在地		平成 2 7 年 6 月 1 日
		玉名郡和水 町藤田 3 5 2 番地	玉名郡和水 町平野 1 2 7 6 - 3	
八代地域農業協同組 合 八代市古城町 2 6 9 0	J A やつしろヘルパ ーステーション 八代郡氷川町今 5 5 - 2	所在地		平成 2 8 年 1 月 4 日
		八代市鏡町 両出 7 3	八代郡氷川 町今 5 5 - 2	
株式会社さくら 八代市鏡町下有佐 1 6 2 - 6	訪問介護事業所さく ら 八代郡氷川町鹿島 6 2 8 番地 1	所在地		平成 2 8 年 2 月 1 日
		八代市千丁 町太牟田 1 3 0 0 番地 5	八代郡氷川 町鹿島 6 2 8 番地 1	
有限会社リバティラ イフ 人吉市南泉田町 7 0 番地 3	ヘルパーステーショ ンいずみ 人吉市下青井町 3 8 8 番地 8	所在地		平成 2 6 年 8 月 1 1 日
		人吉市南泉 田町 7 0 番 地 3	人吉市下青 井町 3 8 8 番地 8	
株式会社みなみ 宇土市花園台町花園 台 7 5 7 - 8 0	みなみ園訪問介護事 業所 宇土市花園台町花園 台 6 7 3 - 2 4	所在地		平成 2 7 年 1 0 月 1 2 日
		宇土市花園 台町花園台 7 5 7 - 8 0	宇土市花園 台町花園台 6 7 3 - 2 4	
(居宅介護支援)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日日
		旧	新	
社会福祉法人和水町 社会福祉協議会 玉名郡和水町平野 1 2 7 6 - 3	なごみ町社会福祉協 議会 玉名郡和水町平野 1 2 7 6 - 3	所在地		平成 2 7 年 6 月 1 日
		玉名郡和水 町藤田 3 5 2 番地	玉名郡和水 町平野 1 2 7 6 - 3	
八代地域農業協同組 合 八代市古城町 2 6 9 0	J A やつしろ介護支 援センター 八代郡氷川町今 5 5 - 2	所在地		平成 2 8 年 1 月 4 日
		八代市鏡町 両出 7 3	八代郡氷川 町今 5 5 - 2	
社会福祉法人敬愛会 八代市日奈久塩北町 2 9 0 5	いきいき行楽園 八代市日奈久塩南町 1 4 6 - 7	所在地		平成 2 4 年 7 月 2 1 日
		八代市日奈 久塩北町 2 9 0 5	八代市日奈 久塩南町 1 4 6 - 7	
(通所介護)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日日
		旧	新	
八代地域農業協同組 合 八代市古城町 2 6 9 0	J A やつしろデイサ ービスセンター花み ずき 八代郡氷川町今 5 5	所在地		平成 2 8 年 1 月 4 日
		八代市鏡町 両出 7 3	八代郡氷川 町今 5 5 - 2	

	- 2			
株式会社みなみ 宇土市花園台町花園 台 7 5 7 - 8 0	デイサービスげんき ハウス 宇土市花園台町花園 台 6 7 3 - 2 4	所在地		平成 2 7 年 1 0 月 1 2 日
		宇土市花園 台町花園台 7 5 7 - 8 0	宇土市花園 台町花園台 6 7 3 - 2 4	
(介護予防通所介護)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日日
		旧	新	
八代地域農業協同組 合 八代市古城町 2 6 9 0	J A やつしろデイサ ービスセンター花み ずき 八代郡氷川町今 5 5 - 2	所在地		平成 2 8 年 1 月 4 日
		八代市鏡町 両出 7 3	八代郡氷川 町今 5 5 - 2	
株式会社みなみ 宇土市花園台町花園 台 7 5 7 - 8 0	デイサービスげんき ハウス 宇土市花園台町花園 台 6 7 3 - 2 4	所在地		平成 2 7 年 1 0 月 1 2 日
		宇土市花園 台町花園台 7 5 7 - 8 0	宇土市花園 台町花園台 6 7 3 - 2 4	
(訪問看護)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日日
		旧	新	
医療法人社団小田会 宇土市野鶴町 3 4 0 - 1	みどりかわクリニッ ク 宇土市野鶴町 3 4 0 - 1	名称		平成 2 3 年 6 月 1 日
		小田医院	みどりかわ クリニック	
医療法人社団小田会 宇土市野鶴町 3 4 0 - 1	みどりかわクリニッ ク 宇土市野鶴町 3 4 0 - 1	所在地		平成 2 3 年 6 月 1 日
		宇土市上綱 田町 3 6 7 7	宇土市野鶴 町 3 4 0 - 1	
(居宅療養管理指導)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日日
		旧	新	
医療法人社団小田会 宇土市野鶴町 3 4 0 - 1	みどりかわクリニッ ク 宇土市野鶴町 3 4 0 - 1	名称		平成 2 3 年 6 月 1 日
		小田医院	みどりかわ クリニック	
医療法人社団小田会 宇土市野鶴町 3 4 0 - 1	みどりかわクリニッ ク 宇土市野鶴町 3 4 0 - 1	所在地		平成 2 3 年 6 月 1 日
		宇土市上綱 田町 3 6 7 7	宇土市野鶴 町 3 4 0 - 1	
(訪問入浴介護)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日日
		旧	新	
社会福祉法人多良木 町社会福祉協議会 球磨郡多良木町大字 多良木 1 5 7 1 番地 1	多良木町訪問入浴介 護事業所 球磨郡多良木町大字 奥野 1 3 6 5 - 1	所在地		平成 2 4 年 3 月 3 1 日
		球磨郡多良 木町大字多 良木 1 5 8 6	球磨郡多良 木町大字奥 野 1 3 6 5 - 1	

熊本県告示第 4 7 3 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障

害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援多機能型事業所 あそびいぶらす 阿蘇郡南阿蘇村 河陽 4 9 6 4 番地	一般社団法人こどもサポートセンターあそら 阿蘇郡南阿蘇村河陽 4 9 6 4 番地 草尾 賢一	平成 2 8 年 4 月 1 日	4351300076	指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第 4 7 4 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
そらひろ 空のいえ 菊池郡菊陽町大字津久礼 2 3 2 4 番地 2	株式会社ソラヒロ 熊本市中央区新屋敷二丁目 2 7 番 1 7 号 1 F 池田 英彦	平成 2 8 年 4 月 1 日	4352200226	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 4 7 5 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援センター わいわいなかま 上益城郡御船町高木 4 4 9 4 番地 4 6	特定非営利活動法人みふねデコポコ会 上益城郡御船町高木 4 4 9 4 番地 4 6 寺本 京子	平成 2 8 年 4 月 1 日	4351400017	指定児童発達支援（福祉型児童発達支援センター） 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第 4 7 6 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
自立支援センターパールうき 宇城市小川町北新田字中ノ迫6 23番地1	一般社団法人自立支援センターパール 八代市鏡町有佐字本名965番地1 頼藤 忠継	平成28年4月1日	4352700084	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第477号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス てらす 合志市幾久富1 656番地22 6号	株式会社ウッドランドパス 熊本市北区清水本町4番1号 荒木 周子	平成28年4月1日	4352900197	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第478号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
株式会社キッチン・プレス 児童発達支援多機能型事業所エルサ 上益城郡御船町田代7828番地96	株式会社キッチン・プレス 上益城郡御船町田代7828番地96 井藤 裕子	平成28年4月1日	4351400132	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第479号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
るちえーれ 子	株式会社るちえーれ	平成28年4月	4352900189	指定児童発

ども発達センター 合志市御代志1 812番地1	合志市御代志181 2番地1 山口 博匡	月1日		達支援 指定放課後 等ダイサー ビス
-------------------------------	----------------------------	-----	--	-----------------------------

熊本県告示第480号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援センター にここ 水俣市平町一丁目3番3号	社会福祉法人光明童園 水俣市平町一丁目3番3号 堀 陽明	平成28年4月1日	4350700060	指定児童発達支援（福祉型児童発達支援センター） 指定放課後等ダイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第481号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等ダイサービスさくらんぼ 菊池郡大津町大字大津211-5	NPO法人すまいるワーク 熊本市西区城山下代4丁目7番10号 小堀 宏幸	平成28年4月1日	4352200200	指定放課後等ダイサービス

熊本県告示第482号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
2nd さくら 八代市大村町570番地1	社会福祉法人権現福祉会 八代市揚町35番地2	平成28年4月1日	4350200236	指定児童発達支援 指定放課後等ダイサー

松本 善孝			ビス
-------	--	--	----

熊本県告示第 4 8 3 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス リーライズ 菊池郡大津町引水 7 1 0 番地 2	社会福祉法人白川園 菊池郡大津町美咲野三丁目 2 2 番地 4 吉良 朋広	平成 2 8 年 4 月 1 日	4352200218	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 4 8 4 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
一般財団法人労働災害サポートセンター 東京都千代田区九段北四丁目 1 番 3 号	一般財団法人労働災害サポートセンター 熊本労働特別介護施設 ケアプラザ宇土 宇土市松原町 2 4 3 番地	4 3 1 1 0 0 2 8 2	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	介護付入居施設

熊本県告示第 4 8 5 号

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領（平成 1 7 年熊本県告示第 1 1 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「労働雇用課」を「労働雇用創生課」に改める。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 8 日から施行する。

熊本県告示第 4 8 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 8 年 4 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡御船町大字上野字高				活力基

	4579番1地先から 上益城郡御船町大字上野字矢 建坂	前	～ 41.5	830.0
	4338番2地先まで 上益城郡御船町大字上野字高 平	後	10.2 ～ 41.5	830.0
	4579番1地先から 上益城郡御船町大字上野字矢 建坂			
	4338番2地先まで 上益城郡御船町大字上野字上 保手野		4.9 ～ 15.8	788.7
4472番地先から 上益城郡御船町大字上野字矢 建坂				
	4338番2地先まで			

2 区域を変更する期日 平成28年4月8日

熊本県告示第487号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により指定障害児入所施設として次のとおり指定したので、同法第24条の18の規定により公示する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児入所施設の種類
若草児童学園 菊池郡大津町大字大津214番地1	社会福祉法人白川園 菊池郡大津町美咲野三丁目22番地4 吉良 朋広	平成28年 4月1日	4352200234	指定福祉型 障害児入所 施設

熊本県告示第488号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
指定児童発達支援多機能型事業所 くまぼこ 菊池郡大津町大字大津214番地1	社会福祉法人白川園 菊池郡大津町美咲野三丁目22番地4 吉良 朋広	平成28年 4月1日	4352200242	指定児童発達支援 指定放課後等 デイサービス

熊本県告示第489号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人明芳会 熊本市東区長嶺南四丁目12番65号	介護付有料老人ホーム ヴィラ・九品寺 熊本市中央区九品寺三丁目9番5号	431100281	平成28年3月31日	有料老人ホーム

公 告

熊本県公告第256号

水俣市に事務所を置く水俣土地改良区理事長本井道弘から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成28年3月29日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第257号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営大口西部地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営大口西部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成28年4月11日から平成28年5月12日まで
- 縦覧場所
宇城市役所

熊本県公告第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営大口西部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営大口西部地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成28年4月11日から平成28年5月12日まで
- 縦覧場所
宇城市役所

熊本県公告第259号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成28年4月8日から同月21日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

森 寿	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字寺井川251番1
福山 正英	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字北井川1628番 2ほか1筆

2 申請年月日
平成28年3月23日

熊本県公告第260号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
P P C用紙（間伐材パルプ配合紙）
A 3 630箱（1,500枚／箱）
A 4 10,150箱（2,500枚／箱）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成28年3月18日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社レイメイ藤井
熊本市西区上熊本一丁目2番6号
- 落札金額
19,206,406円（うち消費税及び地方消費税の額1,422,696円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年2月5日

熊本県公告第261号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
P P C用紙
A 3 280箱（1,500枚／箱）
A 4 6,790箱（2,500枚／箱）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成28年3月18日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社オフィス田中
熊本市中央区八王寺町41-36-202
- 落札金額
9,220,629円（うち消費税及び地方消費税の額683,009円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年2月5日

熊本県公告第262号

河川整備基本方針を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第5項の規定により、次のとおり公表する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 水系名 網津川水系
- 2 河川整備基本方針の公表場所
熊本県土木部河川港湾局河川課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部工務課
- 3 公表する日
平成28年4月8日

熊本県公告第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量及び 数値地図作成）	平成26年6月11日から 平成28年2月29日まで	荒尾市大島

熊本県公告第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土院院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（「電子国土基本 図（地図情報）」及び「国 土広域情報」修正測量）	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	熊本県内全域

熊本県公告第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、平成28年3月31日付けで、県営豊川南部地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成28年4月11日から
平成28年5月12日まで
- 2 縦覧の場所 宇城市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字芝原5376番5及び同5376番6
437.31平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区植木町滴水2293番地1
濱田 雄太

熊本県公告第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南方728番の一部
499.56平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町大字原水464番地
佐藤 達朗

熊本県公告第268号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により荒尾市から荒尾都市計画道路(荒尾北インター線外1線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第269号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により荒尾市から荒尾都市計画土地区画整理事業(南新地土地区画整理事業)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成28年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第37号

当委員会が管理する選挙につき、候補者届出政党又は候補者が、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第150条第1項又は第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数、次のとおりとする。
平成28年4月8日

熊本県選挙管理委員会

- | | | | |
|---|---|-----|---------|
| | | 委員長 | 松 永 榮 治 |
| 1 | 第48回衆議院議員総選挙において、熊本県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、候補者届出政党が、法第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数 | | |
| | (1) 当該候補者届出政党の熊本県内の小選挙区に係る届出候補者数が2人以下の場合 | | |
| | 株式会社テレビ熊本 | 1回 | |
| | 株式会社熊本県民テレビ | 1回 | |
| | (2) 当該候補者届出政党の熊本県内の小選挙区に係る届出候補者数が3人以上の場合 | | |
| | 株式会社テレビ熊本 | 1回 | |
| | 株式会社熊本県民テレビ | 1回 | |
| | 株式会社熊本放送(ラジオ放送) | 1回 | |
| 2 | 第24回参議院議員通常選挙において、熊本県選出議員の選挙に関し、候補者が、法第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数 | | |
| | 株式会社テレビ熊本 | 1回 | |
| | 株式会社熊本県民テレビ | 1回 | |
| | 熊本朝日放送株式会社 | 1回 | |
| | 株式会社熊本放送(ラジオ放送) | 1回 | |
| 3 | 第20回熊本県知事選挙において、候補者が、法第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数 | | |
| | 株式会社熊本放送(テレビジョン放送) | 1回 | |
| | 株式会社テレビ熊本 | 1回 | |
| | 株式会社熊本県民テレビ | 1回 | |
| | 株式会社熊本放送(ラジオ放送) | 1回 | |